

広島市告示(佐伯区)第51号
令和7年5月2日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年5月2日から同月16日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

路線の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	佐伯4区 吉見穴の口線	佐伯区楽々園四丁目444番11地先 から	旧	メートル 12.19 ～ 12.26	メートル 39.63
		佐伯区楽々園四丁目444番11地先 まで	新	メートル 12.69 ～ 12.77	メートル 39.63